

# 京都市西京区桂坂もみのき第5地区建築協定

建築協定区域 京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目の一部 及び御陵峰ヶ堂町3丁目の一部	運営委員会連絡先 電話 075- -
--	-----------------------

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

## 協定内容（協定書より抜粋）

### ■ 目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及び京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第6条に定める建築協定区域（以下「建築協定区域」とする。）内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備に関する基準について定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### ■ 建築物の敷地に関する基準

第7条 建築物の敷地面積は、110平方メートル以上でなければならない。

### ■ 建築物の位置に関する基準

第8条 建築協定区域内の建築物の位置は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- 建築物の外壁仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面から道路境界線までの距離は、1.2メートル以上とする。ただし、自動車車庫の用途に供するものについてはこの限りでない。
- 建築物の外壁仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面から隣地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。ただし、物置その他これらに類する用途に供し、高さ2.5メートル以下で、かつ床面積の合計が7平方メートル以下である建築物及び自動車車庫の用途に供する建築物（以下「付属建築物」という。）については、この限りでない。

### ■ 建築物の用途、形態等

第9条 建築物の用途、形態等は次に定める基準に適合しなければならない。

- 建築物の用途は、次の各号に掲げるものでなければならない。
  - 1戸建ての専用住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）
  - 令第130条の3各号に定める兼用住宅
  - 診療所（獣医院を除く。）
  - 集会所（当該建築協定地区住民による自治会等の活動の用に供するものに限る。）
  - 前各号に付属する建築物で第18条第1項に定める委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたもの
- 屋根及び外壁の形態及び使用する材料、色彩の取扱いは、次表に定める基準によるものとする。ただし、付属建築物は色彩の取扱いについてのみこの基準によるものとする。

	屋 根	外 壁
形 態	切妻、寄棟、入母屋、方形	大壁、真壁
材 料	和瓦（棧瓦・平瓦）、スレート平板（無石綿着色スレート平板を含む。）、銅板、金属板（折板型を除く。）、	リシン搔落し、色モルタル搔落し、タイル、吹付けタイル、スタッコ、サイディングボード等

色 彩	黒色系統，灰色系統，茶色系統又は 緑青系統（銅板に限る。） すべてつや消し	灰色系統，薄茶系統，白色系統，又 は黄褐色（じゅらく色）系統 すべてつや消し
-----	---	--

(3) 屋根の上に太陽光発電装置（太陽熱温水器を含む。）を設置する場合は，次のア及びイに定める基準に適合しなければならない。

ア 屋根材と一体に見えるもので，その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし，道路，公園等の公共の用に供する空地から容易に見えない場合は，この限りでない。

イ 太陽光発電装置の最上部が，建築物の最上部を超えないこと。

#### ■ 広告物

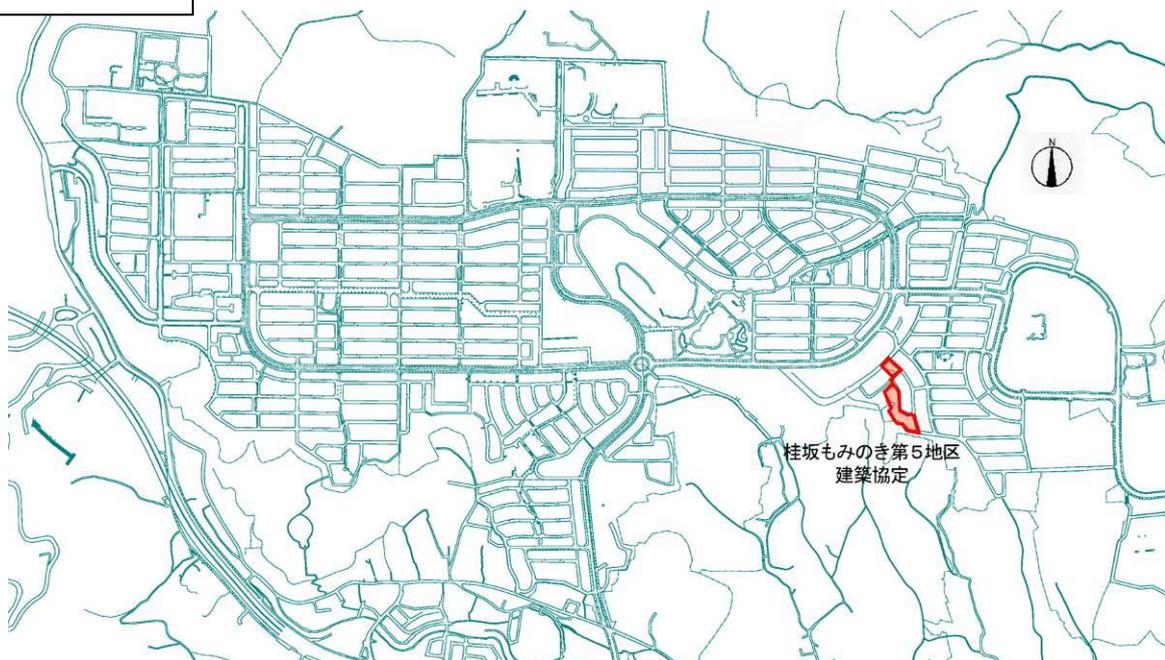
第10条 敷地内に看板等の広告物を設置又は掲示してはならない。ただし，当該建築協定地区内における宅地若しくは住宅の販売を目的とするもの，当該建築協定地区表示板又は次の各号に定める基準に適合し，委員会の承認を受けたものについてはこの限りでない。

- (1) 土地の使用者等の自己の用に供するもの
- (2) 敷地1区画につき看板等の表示面積の合計が1平方メートル（診療所にあつては5平方メートル）以下のもの
- (3) 看板等の広告物が各敷地境界線から0.9メートル以上後退したもの（診療所の用に供する広告物を除く。）
- (4) 屋外広告物法及び京都市屋外広告物等に関する条例の規定に適合するもの

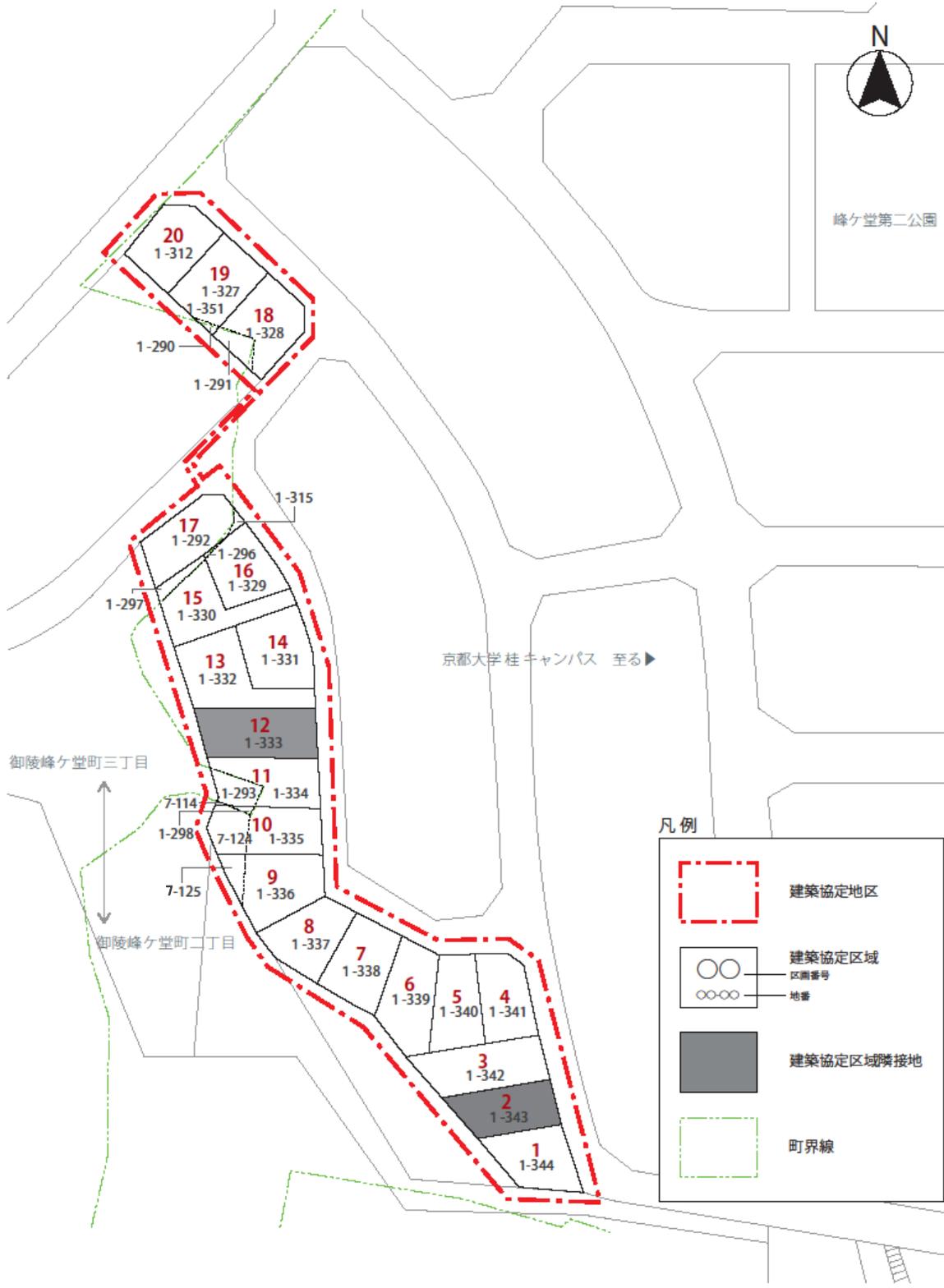
#### ■ 公共施設等

第12条 巡査派出所（交番），公衆電話所その他令第130条の4に定める公益上必要な建築物及び工作物については，第7条，第8条，第9条及び第10条に定める規定は適用しない。

付近見取図



区画図



凡例

-  建築協定地区
-  建築協定区域  
区画番号
-  地番
-  建築協定区域隣接地
-  町界線